

令和 7 年酒田市議会定例会第 4 回 6 月定例議会
提出案件の概要（計 17 件）

令和 7 年 5 月 29 日
総務部 総務課

（報告案件 6 件）

報第 5 号 令和 6 年度酒田市一般会計継続費繰越計算書の報告について

※ 継続費設定された市民会館施設整備事業費ほか 2 件について、逡次繰越するものであり、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により報告するもの。

・ 翌年度逡次繰越額 ⇒ 1 億 3, 092 万 3, 000 円

報第 6 号 令和 6 年度酒田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

※ 令和 6 年度に予算計上した自治会集会施設復旧等支援事業ほか 25 事業を令和 7 年度に繰り越すものであり、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するもの。

・ 翌年度繰越額 ⇒ 36 億 6, 050 万 7, 630 円

報第 7 号 令和 6 年度酒田市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

※ 令和 5 年度に繰越明許費設定をし、令和 6 年度に繰り越した事業（自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトに係る委託事業。委託期間：令和 6 年 3 月 22 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）について、令和 6 年 7 月 25 日からの大兩災害の影響によって年度内の業務完了が困難となり、総務省との委託期間を延長することとなったため、令和 7 年度に事故繰越しするものであり、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告するもの。

・ フロントヤード改革事業 ⇒ 1, 797 万 7, 321 円

報第 8 号 令和 6 年度酒田市国民健康保険特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

※ 国保給付システム市町村事務処理標準化対応業務委託（委託期間：令和 6 年 9 月 19 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）について、期間の最終日に契約の相手方から業務完了が遅れる旨の申し出があり、年度内に業務を完了することが困難となったため、令和 7 年度に事故繰越しするものであり、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告するもの。

・ 一般管理費 ⇒ 649 万円

報第 9 号 令和 6 年度酒田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

※ 令和 6 年度に予算計上した竹田地内ほか配水管改良工事ほか 5 件を令和 7 年度に繰り越すものであり、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するもの。

・ 翌年度繰越額 ⇒ 2 億 6, 383 万 1, 700 円

報第 10 号 令和 6 年度酒田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

※ 令和 6 年度に予算計上した酒田市下水道広域化推進総合事業ほか 2 件を令和 7 年度に繰り越すものであり、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するもの。

・ 翌年度繰越額 ⇒ 3 億 7, 712 万 8, 400 円

(補正予算 1 件)

議第 56 号 令和 7 年度酒田市一般会計補正予算 (第 2 号)

(条例案件 5 件)

議第 57 号 酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

※ 子の看護休暇の取得要件を緩和するとともに、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うもの。

議第 58 号 酒田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児時間の取得パターンを多様化し、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、所要の改正を行うもの。

議第 59 号 酒田市税条例の一部改正について

※ 地方税法の一部改正に伴い、特定親族特別控除の創設に伴う規定を整備し、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例を創設するなど、所要の改正を行うもの。

議第 60 号 酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の定義規定に関し、所要の改正を行うもの。

議第 61 号 酒田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について

※ 水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行うもの。

(事件案件 5 件)

議第 6 2 号 請負契約の締結について (鳥海小学校屋内運動場改修工事 (建築工事))

※ 鳥海小学校屋内運動場改修工事 (建築工事) の請負契約を締結するもの。

- ①契約の方法 条件付き一般競争入札 (総合評価落札方式) による契約
- ②契約の金額 1 億 8, 5 9 0 万円
- ③契約の相手方 酒田市下安町 4 1 番地の 1
株式会社丸高
代表取締役 横 瀬 夏 樹
- ④工 期 契約締結の日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

議第 6 3 号 物品の取得について (スクールバス)

※ スクールバスを更新し、取得することについて議会の議決を求めるもの。

- ①取得の目的 スクールバスの購入
- ②取得物品 中型バス 2 台
- ③取得の方法 条件付き一般競争入札による取得
- ④取得の金額 3, 7 0 6 万 6 0 円
- ⑤契約の相手方 酒田市北浜町 2 番 8 9 号
株式会社庄交コーポレーション
酒田地区総括部長 阿 部 紀 久

議第 6 4 号 物品の取得について (除雪ドーザ)

※ 除雪ドーザを追加及び更新して取得することについて、議会の議決を求めるもの。

- ①取得の目的 除雪ドーザ (8 t 級・マルチプラウ) の購入
- ②取得物品 除雪ドーザ 4 台
- ③取得の方法 条件付き一般競争入札による取得
- ④取得の金額 5, 8 1 1 万 4, 8 0 0 円
- ⑤契約の相手方 酒田市広野字中曽美 1 番地 1
コマツ山形株式会社庄内支店
支店長 帯 刀 洋 喜

議第 6 5 号 酒田市道路線の認定について

※ 民間開発事業に伴い新設される路線を、市道路線として認定 (1 路線) することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

議第 6 6 号 庄内広域水道企業団の設立について

※ 水道事業の経営に関する事務を共同処理する庄内広域水道企業団の設立に関し、その規約を定めることについて、地方自治法第 2 8 4 条第 2 項の規定により関係市町と協議するため、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるもの。